

小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に際し、小松市補助金交付規則(昭和45年小松市規則第19号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、小松市花のまちづくり担い手(以下「担い手」という。)として登録された者が、市内において地域住民等を対象に緑化の講習会を開催する場合及び公共の緑の保全、美化等、愛護活動に取り組む場合に必要となる経費の一部を助成することにより、花のまちづくり活動のリーダーを育成し、持続可能な花のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 次に掲げる事業の実施に対し、補助金を交付する。

(1) 講習会のうち、アかつイを満たすもの

- ア 申請者が、ボランティアとして主催もしくは自ら講師となり、地域住民を対象に行う草花や樹木に関する講習会
- イ 1講座につき、申請者を除く10人以上の参加が予定され、会場、参加者が一般に公開された講習会

(2) 愛護活動のうち、アからウすべてを満たすもの

- ア 花壇や植栽地の造成(縁取り、客土、土壌改良等)、植栽(樹木、草花)、植物管理(剪定、施肥、植替え、除草等)
- イ 公園、道路、河川等公共施設及びこれに準じた公共性の高い施設で実施する活動で、かつ、申請者が施設の所有者や管理者の同意を得ているもの
- ウ 複数の申請者が同一場所で活動する場合は、担当区域が重複

しないもの

(3) 前2号を実施するために要した事務費

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次のいずれかの者とする。

(1) 本事業の申請時において担い手として登録されている者

(2) 本補助金の交付申請と同時に担い手の登録手続きを行った者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 講習会 開催に際し要した費用（資材費など）

(2) 愛護活動 活動に際し要した費用（植物材料、植栽用土、肥料、プランター、育苗や花壇整備に必要な資材や道具）

(3) その他、前2号を実施する際に必要であると市長が認めた費用（補助金額等）

第6条 補助金の額及び限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内とする。

区分	補助対象経費		備考	補助額	限度額
講習会	資材費など			申請者を除いた参加人数に500円を乗じて得た額	20,000円
愛護活動	植物材料	花苗，花の種子及び球根，植栽用土，肥料，まき床用の土 など	定植済の鉢物の購入費は対象外，消耗品以外のものは購入後3	購入に要した費用	
	資材	プランター，育苗用ポット・トレー，底面給水用トレ			

		一，家庭園芸農薬 (除草剤を除く) など	年以上の 使用が見 込まれる こと。		
	道具類	移植ゴテ，土入れ， バケツ，ジョウロ， ホース，霧吹きス プレー，噴霧器， くわ，すき，かま， ショベル，スコッ プ，マルチング資 材，堆肥枠，コン ポスト，自動散水 資材 など			
事 務 費	消耗品，燃料代など		年度内 1 回のみ	2,000円	

備考：(1)補助額の総額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切捨てる。

(2)複数の申請者が同一エリア内で活動を行なう場合は，申請者3人までを限度として助成する。

(3)補助金の限度額は，年度内において講習会費，愛護活動費および事務費を合わせて20,000円とする。

(手続きに関する規則の適用)

第7条 市長は，補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき，規則第5条から第14条までの規定を適用し，規則第16条の規定は適用しない。

2 市長は，第6条の補助対象経費に消費税等が含まれることから，規則17条本文の規定を適用する。

3 市長は，規則第9条の規定による変更申請を認めるものとし，変更申請があった際には，申請の内容を審査し，適当であると認める場合にはその旨補助事業者に通知するものとする。ただし，次のい

ずれかに該当する場合には，市長は実績報告書の提出をもって補助金変更交付申請書の提出があったものとみなす。

- (1) 補助金額の増額を伴わないもので，かつ，変更額が20パーセント未満であるもの
- (2) 団体の住所，団体名，代表者の変更など，別途手続きが行われるもの

4 市長は，規則第15条ただし書きの規定による補助金の概算払を適用しないものとする。

（交付決定に付す条件）

第8条 市長は，補助金の交付に関する規則第7条の決定に関し，同条各号の条件を付すものとする。

（確定に付す条件）

第9条 市長は，補助金の交付に関する規則第14条の確定に関し，規則第20条の規定により補助金により取得した財産の処分を制限するものとする。

（様式）

第10条 市長は，規則の規定にかかわらず，次の各号の補助金の交付申請等の手続に関する様式をそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第5条の交付申請 小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 規則第9条の変更申請 小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金交付変更申請書（様式第2号）
- (3) 規則第13条の実績報告 小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金実績報告書（様式第3号）

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

小松市長

(申請者) ㊦
住所
氏名
電話

小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金交付申請書

このことについて、小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

活動内容	愛護活動	講習会
活動場所		
活動予定日		
参加予定者数	名	
申請額合計 ※事務費含む	円（限度額 2 万円）	
資材費内訳 （愛護活動のみ）	合計：円（事務費除く）	
事務費 （年 1 回のみ）	申請する（2000 円）	申請しない
補助金交付済額	円	

提出書類	愛護活動	活動場所の位置図	
		土地・施設の使用許可証	
	講習会	参加予定者の名簿（提出可能な場合）	

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

(あて先) 小松市長

(申請者) 〃
住所
氏名
電話

小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金交付（変更・中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け小松市指令第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の内容を（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

交 付 決 定 額	金 円
変 更 後 申 請 額	金 円
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	

(様式第3号)

令和 年 月 日

小松市長

(申請者) ㊦
住所
氏名
電話

小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け小松市指令第 号で交付決定通知を受けた標記の事業を下記のとおり実施したので、花のまちづくり担い手支援事業実施要綱第7条の規定により、必要書類を添付して報告します。

活動内容	愛護活動	講習会
活動場所		
活動実施日		
参加者数		名
申請額合計 ※事務費含む		円
資材費内訳 (愛護活動)		
	合計： 円（事務費除く）	
事務費 (年1回のみ)	あり（2000 円）	なし
補助金交付済額	円	

提出書類	レシート または 領収書＋明細（コピー可）	
	活動の写真 愛護活動：作業前後，作業中，材料 講習会 ：参加人数が分かる写真，実施状況	
	参加者名簿 （講習会，複数の担い手で愛護活動を実施した場合）	

(参考様式)

請求書

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、小松市花のまちづくり担い手支援事業補助金

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

(あて先) 小松市長

(住 所)

(氏 名) 印

(担当者) 同上 (連絡先)

(口座振込金融機関)

金 融 機 関 名	支 店 名	預金種別
銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所	・ 普 通 座 ・ 当 座 ・
口座番号(7ケタ)	口 座 名 義 (カナ)	

※申請者名義の口座を記入してください。
※口座番号、口座名義等は、金融機関に確認のうえ、必ず記入してください。